

令和8年度予算（案） 主要事項

文部科学省総合教育政策局

目 次

○令和8年度予算（案） 主要事項	1
1. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	2
2. 日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・ 定着、教育の国際化の推進	9
3. 生涯を通じた障害者の学びの推進	15
4. 外国人等に対する日本語教育の推進・外国人児童 生徒等への教育等の充実	19
5. 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	29
6. 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の 向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備等	33
7. リ・スキリングを含めたりカレント教育等社会人の学び 直しの機会の拡充	54
8. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネット の構築	67

令和8年度予算(案) 主要事項

(単位:百万円)

事項	主な事業	R8予算(案) (R7予算額)
1 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 現代的健康課題の理解増進など学校保健の推進、学校給食・食育の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健の推進 (2) 学校給食・食育の充実 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 健康診断・健康観察に係る調査研究事業</p>	508 (558) 183 (189) 50]
2 日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受け入れ・定着、教育の国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人の留学促進、留学環境整備事業などによる国際交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 初等中等教育段階からの国際交流促進事業 (2) アジア高校生架け橋プロジェクト+ <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 高校段階におけるグローバル人材の育成</p>	144 (145) 230 (230) 218]
3 生涯を通じた障害者の学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校卒業後における障害者の生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査事業</p>	116 (124) 13]
4 外国人等に対する日本語教育の推進・外国人児童生徒等への教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人等に対する日本語教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人材の受け入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等 <ul style="list-style-type: none"> (2) 外国人児童生徒等への教育の充実 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業</p>	615 (550) 232] 1,504 (1,268) 22]
5 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外教育施設の戦略的な機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 在外教育施設の機能強化（教師派遣等） <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 在外教育施設における教育環境整備事業 <input type="radio"/> 特色ある在外教育活動支援実証事業</p>	19,234 (19,148) 311 145]
6 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校を核とした地域力強化プラン (2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト (3) 読書活動総合推進事業 (4) 社会教育デジタル活用等推進事業 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 図書館、学校図書館、書店等の連携協働による読書のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> (5) 学校安全推進事業 (6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (7) 生命（いのち）の安全教育推進事業 	7,517 (7,553) 67 (71) 42 (45) 51 (50) 67] 321 (296) 212 (240) 19 (19)
7 リ・スクリーニングを含めたリカレント教育等社会人の学び直しの機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 (2) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業 (3) 放送大学学園補助金 <p style="margin-left: 2em;">参考：令和7年度補正予算 <input type="radio"/> 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究 <input type="radio"/> 産学連携リ・スクリーニング・エコシステム構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リカレント教育推進のための学習基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> (4) 学びの情報プラットフォーム活用促進事業 	1,287 (888) 12 (22) 7,100 (7,140) 15 2,212] 57 (29)
8 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化） 	164,899 (新規)

1 .

現代的健康課題に対応するための 健康教育の推進

(1) 学校保健の推進

(前 年 度 予 算 額 557, 582千円)

令和8年度予算額（案） 507, 759千円

1. 趣 旨

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、外部講師を活用した教育活動の支援や授業動画等の作成、学校健康診断情報の本人・保護者等への提供の電子化（学校健診 PHR）の推進等を通じて学校保健を一層推進する。

2. 事業内容

(1) 現代的な健康課題への対応

① 現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業 47,923千円（47,940千円）

地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図るとともに、あわせて、がんや生活習慣病、歯と口の健康、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症等を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、こうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する。また、外師講師（医師等の専門家や患者・経験者等）を活用した授業動画等を作成し、各学校における指導の充実を図る。

② 学校健康診断情報の PHR への活用推進事業 206,620千円（226,870千円）

政府全体の PHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報についても本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備及び活用の促進を行う。また、PMH（Public Medical Hub）と連携した保護者や学校等の負担軽減等に資する次世代型学校健診 PHR の仕組みに関する調査研究を実施する。

③ 健康教育振興事業 96,166千円（95,596千円）

アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用などの学校保健の現代的な健康課題に関する参考資料・動画の作成、講習会・調査の実施等を行う。

・交付先：(公財)日本学校保健会

・補助率：定額

(2) 養護教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・食育推進体制支援事業 **51,868千円(51,868千円)**

都道府県・指定都市が、養護教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・実施主体：都道府県又は指定都市
- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：1／3

【参考】令和7年度補正予算

・健康診断・健康観察に係る調査研究事業 **50,000千円**

「心の健康」を含めた、児童生徒等が抱える現代的な健康課題に対応するために、学校健康診断の実施方法及び実施体制など、適切かつ効率的な保健管理の在り方について好事例や優良事例の収集・分析を通じて、具体的な対応手法の開発を行う。



学校保健の推進

現代的な健康課題への対応

現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業

48百万円（48百万円）

- ・がん教育の成果等の全国への普及のため、がん教育シンポジウム等の開催
- ・がんや生活習慣病、歯ヒロの健康、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症等を抱える人々への共感的な理解を深め、さらに、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援
- ・各学校における指導の充実を図るため、外部講師を活用した授業動画等を作成

【委託先：1団体（民間団体等）】

（参考）健康診断・健康観察に係る調査研究事業

【令和7年度補正予算額 50百万円】

- ・「心の健康」を含めた、児童生徒等が抱える現代的な健康課題へ対応するため、学校現場の実態や働き方改革に即した、適切かつ効果的な対応手法の開発に係る調査研究を実施

学校健診診断情報のPHRへの活用推進事業

207百万円（227百万円）

- ・政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報についても本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備
- ・PMH（Public Medical Hub）と連携した保護者や学校等の負担軽減等に資する次世代型学校健診PHRの仕組みに関する調査研究を実施

【委託先：1団体（民間団体等）】

現代的な健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）

96百万円（96百万円）

- ・アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用等の学校保健の現代的な課題などに関する参考資料の作成、講習会・調査の実施等

交付先	日本学校保健会	補助率	定額
			50百万円

養護教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・教育推進体制支援事業

52百万円（52百万円）

- ・複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

対象校種	公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等	補助率	1/3
			558百万円（前年度予算額）

(2) 学校給食・食育の充実

(前 年 度 予 算 額 189, 436千円)

令和8年度予算額(案) 183, 703千円

1. 趣 旨

学校給食における地場産物・有機農産物等の使用促進や、地場産物・有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る調査研究を実施するほか、学校給食におけるリスクマネジメント強化のための研修動画教材等の作成、栄養教諭による食の指導の普及啓発などを通じて、学校給食・食育の充実を図る。

2. 事業内容

(1) 学校給食の改善充実に向けた支援事業

- ① 学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業 50,723 千円 (58,631 千円)

学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出する。

- ② 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等 18,142 千円 (18,908 千円)

各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して、食中毒など、給食における事故防止等を取り上げる指導者養成講習会を実施するとともに、当該指導者による衛生管理に関する調査・指導を実施、域内に展開する。

(2) 食の指導改善充実事業

- ① 学校給食におけるリスクマネジメント強化 27,934 千円(新規)

学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について衛生面・安全面の両面から検討を行い、研修動画教材等を作成する。また、学校給食において、窒息事故等の迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生した場合を想定し、モデル校での訓練を実施し、平時から備えておくべき事項のチェックリストを作成する。

- ② 栄養教諭による食の指導普及啓発 34,196 千円(19,899 千円)

栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施する。併せて栄養教諭の効果的な活用に関する好事例の紹介資料を作成し、全国へ普及する。また、栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な職務の見直し及び効

果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施する。

(3) 栄養教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・食育推進体制支援事業【再掲】 51,868千円(51,868千円)

都道府県・指定都市が、栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・実施主体：都道府県又は指定都市
- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：1／3



学校給食・食育の充実

学校給食の改善充実に向けた支援事業

学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業 51百万円（59百万円）

- 学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げたため、**食材としての活用のみならず教育まで一体となった先進事例を創出** [委託先：7団体（地方公共団体）]

学校給食に関する衛生管理の調査・指導等 18百万円（19百万円）

- 各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して、**食中毒など、給食における事故防止等を取り上げる指導者養成講習会を実施**するとともに、当該指導者による**衛生管理に関する調査・指導を実施、域内に展開**することで徹底されることで衛生管理を実現

食の指導改善充実事業

学校給食におけるリスクマネジメント強化 28百万円（新規）

- 学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について**衛生面・安全面の両面から検討を行い、研修動画教材等を作成**
- 学校給食において、窒息事故等の迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生した場合を想定し、モデル校での訓練を実施し、平時から備えておくべき事項の**チェックリストを作成** [委託先：1団体（民間団体等）]

栄養教諭による食の指導普及啓発 34百万円（20百万円）

- 栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての**研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施**。併せて**栄養教諭の効果的な活用に関する好事例の紹介資料を作成**し、全国へ普及
- 栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施

栄養教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・食育推進体制支援事業 52百万円（52百万円）【再掲】

- 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者**を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る**ために必要な経費を補助

対象校種	公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等	補助率	1/3
------	-------------------------	-----	-----

※公立学校の給食施設整備については、公立学校施設の整備（令和7年度補正予算額 2,552億円、令和8年度予算額（案）678億円）の内数で別途計上

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

2.

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の 受け入れ・定着、教育の国際化の推進

(1) 初等中等教育段階からの国際交流促進事業

(前 年 度 予 算 額	145, 351千円)
令和8年度予算額(案)	143, 558千円

1. 趣 旨

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。

数値目標としては、「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、2033年までに日本人高校生の海外留学生数を12万人、高校段階での外国人留学生数を2万人にするという指標が定められており、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した高校生の海外留学の機会の充実をしていくよう、取組みの強化を図っていく必要がある。

このため、今後、国、自治体、学校等において国際交流促進のための取組みを推進し、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進め、初等中等教育段階を通じたグローバル人材の育成を図る。

2. 事業内容

(1) 国費高校生留学促進事業 104, 846千円(104, 846千円)

国際交流は、異文化理解や友好親善を促進するものであり、特に留学については、外国語（英語）運用能力の強化、コミュニケーション能力の向上等、グローバル人材の育成に効果があることから、自治体や学校等が主催する原則10日以上1か月未満の海外派遣プログラムに、学校教育活動の一環として参加する中学生・高校生等の生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣前の語学学習、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

支援金額（派遣）： 6万円（6万円）

対象人数（派遣）： 1,700人（1,700人）

(2) グローバル人材育成の基盤形成事業 38, 712千円(40, 505千円)

初等中等教育段階から、異文化体験や同年代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するため、以下の取組を支援する。

- ① 異文化理解ステップアップ事業（経協係） 28,384 千円（29,642 千円）
日本語を学ぶ外国人高校生を、高校生の留学・国際交流を扱う民間団体を通じて、日本の高等学校に短期招致（約6週間）することにより、受入先の高校生の異文化体験や相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等の機会を確保する。
対象人数（受入）：110人（115人）
- ② 国際交流・留学環境整備事業（文科係） 10,328 千円（10,863 千円）
より早期の段階からオンラインの国際交流活動に取り組むほか、海外との姉妹校提携を促進することによって国際交流の機会を確保し、国際交流や留学への関心を喚起する。また、啓発活動等により留学機運を醸成するとともに、都道府県内に留学支援員を配置し、留学に関する各種相談に応じられるようにする。

【参考】令和7年度補正予算

- (1) 国際交流・留学プログラム構築推進事業 217,515 千円**
海外の高校等との協定等による教育プログラムの開発や、円滑な受入れのための体制構築を行うとともに、その成果等を地域内に普及し、地域の高校教育の特色化・質の向上に貢献する私立高校等に対して、都道府県を通じて支援する。
公立高校等に対しては、都道府県に設置する高等学校教育改革促進基金で別途支援を行う。
- (2) 国際交流・留学生派遣・受入れのためのガイドライン
高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 526,874 千円の内数**
学校や自治体における留学促進や国際交流の取組の充実に資するため、姉妹校締結や留学生の派遣・受入等に関するガイドラインを策定する。

初等中等教育段階からの国際交流促進事業

令和8年度予算額（案）	144百万円
（前年度予算額）	145百万円）

背景・課題

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブくじ-MIRAI」等を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。

・2033年までの目標：日本人の海外留学 高校段階12万人、留学生受入れ 高校段階2万人

中学・高校段階でのオンライン交流100%（中：約10,000校、高：約5,000校）、高校段階での対面交流50%（約2,500校）

- ✓ 小・中段階からの国際交流経験を拡大し、早期からの留学機運を醸成するとともに、より多くの日本人中学生・高校生の留学のため、経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備が急務。
- ✓ 高校段階の外国人留学生を呼び込み、国際的に開かれた日本社会をアピールするとともに、高校生の国際交流を推進。

事業内容

環境整備

【国際交流・留学環境整備事業】（令和2年度～）

- 海外の学校との交流を支援する団体等の協力を得ながら、小・中・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動を推進する。
- 高校生留学を推進するため、海外との姉妹校提携支援を行い、提携に基づく交換留学等の支援を図る。
- 支援件数：都道府県等（7か所）を予定
- 支援内容：各都道府県の事情に応じ、上記のほか、啓発活動、留学支援員の配置などを組み合わせ、効果的に施策を推進

派遣事業

【国費高校生留学促進事業】（平成26年度～）

- 自治体、学校等による中学生・高校生の短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
- 実践活動を通じた課題にチャレンジをするプログラムを支援。
- 事業規模：1,700人 ■ 支援金額：一人6万円 ■ 支援対象：短期（原則10日以上1か月未満）

受入事業

【異文化理解ステップアップ事業】（平成26年度～）

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
- 事業規模：110人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体（2件を予定） ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。



対面・オンライン国際交流の促進、高校生の留学機運の醸成

アウトカム（活動目標・指標）

長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
- ・日本人高校生の海外留学生数を12万人にする
- ・高校段階での外国人留学生数を2万人にする

※アウトカムについては、本事業のみならず様々な施策の組み合わせで達成を目指す。



(2) アジア高校生架け橋プロジェクト+

(前 年 度 予 算 額	2 3 0 , 2 8 2 千円)
令和 8 年度予算額 (案)	2 3 0 , 2 8 2 千円

1. 趣 旨

平成 29 年の安倍元総理大臣スピーチを受けて、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深める「アジア高校生架け橋プロジェクト」を平成 30 年度から令和 4 年度にかけて実施してきた。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、5 年間で 21 か国、974 名の高校生を招聘し、直接的な交流機会を通じた、日本人高校生のコミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進、外国人高校生の日本社会や文化への理解促進など、我が国のグローバル人材育成において大きく貢献し成果を上げている。

グローバル化が加速する社会経済において、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進めることは重要である。

このため、これまでの事業の成果を生かし、アジア諸国を中心に新たに G7 など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を、日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深めるプロジェクトを実施するとともに、本プロジェクトにおいて招聘した留学生と日本人高校生が交流する「国際交流キャンプ」を開催し、国際的に活躍できる人材育成を推進する。

2. 事業内容

アジア諸国を中心に新たに G7 など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘する。日本各地でホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。より多くの日本人高校生が海外の高校生との国際交流を経験するとともに、海外の高校生が日本の教育、文化を経験する。

また、招聘した優秀な留学生と日本人高校生とが国際社会での現実に即した英語交渉などを通じて交流する「国際交流キャンプ」を開催し、より効果的に国際交流体験を推進する。

これにより、日本の高校生の留学意欲や国際的素養が向上するとともに、当該事業の国際交流を通して、日本とアジアを中心とした世界の高校ネットワークの構築や、互いの国に精通したリーダー、架け橋となるような人材の育成を目指す。

対象人数（受入）： 100 人（100 人）

アジア高校生架け橋プロジェクト +

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

230百万円
230百万円

文部科学省

○平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。
○5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を実現。

【成果】（1期～5期）

- ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなつたとの回答が91%
- ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
- ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 90.9%
- ・日本人高校生の語学習得に対する意識の変化 70.8%

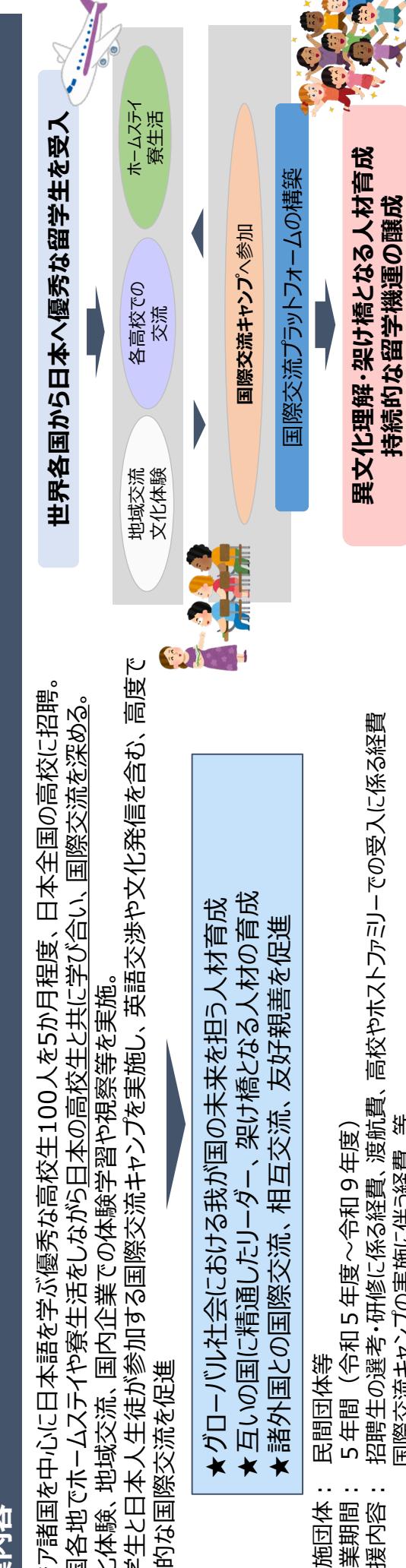
【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかつた。
・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。
- アジア諸国を中心とした効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
- 留学生と日本人学生が共同生活を行い、国際理解を深める機会を創出

【方向性】

- ▶ アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生100人を5か月程度、日本全国の高校に招聘。
- ▶ 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- ▶ 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- ▶ 留学生と日本人学生が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

事業内容



アウトプット（活動目標・指標）

- 事業により、日本に招聘した高校生数

- ・学生・社会人として日本に再来日を希望する
外国人高校生の増加

- ・将来留学したいと思う高校生の増加

短期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに

- ・高校段階での外国人留学生数を2万人にする
・日本人高校生の海外留学生数を12万人にする

長期アウトカム（成果目標）

（担当：総合教育政策局国際教育課）

3. 生涯を通じた障害者の学びの推進

(1) 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

(前 年 度 予 算 額 124,486千円)
令和8年度予算額(案) 115,715千円

1. 趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の成立等により、学校卒業後の障害者に対する生涯学習の機会の確保が求められていることに加え、「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月閣議決定）や「教育振興基本計画（第4次）」（令和5年6月閣議決定）においても障害者の生涯学習の充実について言及されている。さらに、近年では、改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月）や視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）の施行（令和元年6月）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の策定（令和2年7月）並びに同計画（第2期）の策定（令和7年3月）により、障害者の生涯学習の場における「合理的配慮の提供」や「情報保障」への対応も急務となっている。

加えて、「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」（平成31年3月学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）では、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現が示され、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（令和6年12月27日策定）では、本事業について「引き続き実施し、全国の各地域における障害者の生涯学習の取組を推進する」と記載され、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）では、障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた取組として、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ること」が掲げられている。その実現に向けて、障害者本人の主体的な学びの重視や、学校教育と卒業後の学びの接続の円滑化、障害に関する社会全体の理解の向上等の推進が求められている。

これらを踏まえ、障害者の生涯学習の推進のため、（1）共生社会の実現に関する調査研究による現状分析、課題の整理等を行うとともに、（2）多様な主体や手法による学びのプログラムに取り組む実践研究を通じて、合理的配慮の提供モデルを含む先進的な学びの好事例やノウハウ、持続可能な実施体制の構築モデルを蓄積する。また、（3）これらの成果を全国に展開するためのコンファレンス等を行い、普及・啓発を推進する。さらに、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、障害当事者等が参画するフォーラムを実施する。

2. 事業内容

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の日常生活の近くにある市区町村等における取組を中心に、福祉関係者等との連携などにより、合理的な配慮等を考慮した障害者の持続的な学びの基盤を整備する。

(1) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 3,366千円(3,347千円)

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、障害当事者や実施主体として期待される自治体・社会教育施設、高等教育機関等に対して定期的な調査を行う。

(2) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 89,231千円(96,810千円)

① 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、持続的な連携体制を構築する。

② 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築

障害者が地域で暮らし、自分らしくいきいきとした生活を送るために学びの機会の充実を目的に、コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設、企業、NPO団体等との連携の強化を促進し、障害者のニーズに応じた多様な学習プログラムの開発を行う。

③ 障害者の移行期の学びのモデルの構築

障害のある若年層（18歳から24歳、いわゆる「移行期」）が、社会に出てからも継続して学び続けられる機会の創出に向け、大学等の教育機関を活用した障害の有無に関わらず同世代の若者等と一緒に学ぶ（学びあう）場づくりを進めるための持続可能な生涯学習プログラム等の開発を行う。

なお、いずれのメニューを実施する場合でも、障害者差別解消法の施行を踏まえた合理的配慮の観点を盛り込むものとする。

(3) 普及・啓発活動の強化 23,118千円(24,329千円)

障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、先進的な学習プログラム、ICTを活用した新しい学び、読書バリアフリーを含む情報保障など、障害者の学びに関するテーマを設定し、参加者同士が対話を行うフォーラムを実施する。また、事業成果の水平・垂直展開を図ることを目的としたコンファレンスの実施、障害者の生涯学習に関する国の施策説明や、最新事例の情報提供、課題の共有などを目的とした各都道府県等の担当者向けの連絡会議の実施を通して事業の普及・啓発を図る。

【参考】令和7年度補正予算

・特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査等 13,126千円

出版社が保有する書籍に係る電子データ（PDF やテキストデータ等）について、出版社から特定書籍等製作者に対する円滑な提供の仕組みや具体的な方法等を検討するための実証調査を、関係省庁と連携して実施する。また、公立図書館等を対象に、障害者サービスに係る体制整備や視覚障害者等の利用しやすい書籍に関する調査研究等を実施する。

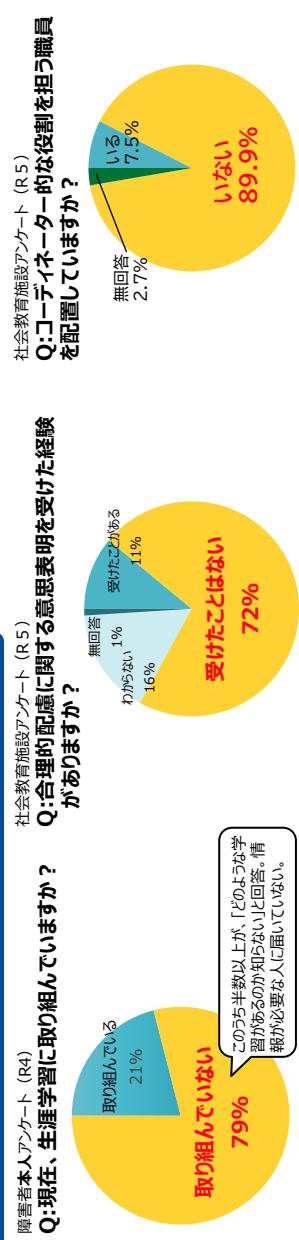


学校卒業後ににおける障害者の学びの支援推進事業

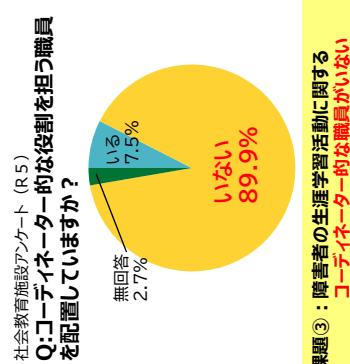
趣旨・背景

障害者権利条約の批准や共生社会への意識の高まりなどにより、学校卒業後の障害者の生涯学習機会の確保が求められている。また令和6年4月に障害者差別解消法が完全施行され民間事業者にも義務化されるなど、合理的配慮への対応が急務である。これら堅緊の課題に対応するため、本事業では、**学校卒業後の障害者の学びについて実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現」を目指す。**

障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題



課題①：生涯学習の機会が少ないことに加え、
障害当事者は「情報が伝わっていない」。



課題③：障害者の生涯学習活動に関する合理的配慮や情報保障に係る経験が少ない。



事業内容

アクセシブルな書籍等の製作に係る実証調査等【13百万円（R7補正）】

読書パリティー法（R1）や情報コミュニケーション法（R4）の施行など、情報保障への関心が高まる中で、障害者等が学びの機会から除外されることのないよう実態把握が必要。読書パリティー基本計画の着実な実施のために、**全国的な調査等により、各取組の進捗状況を把握する。**

地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究【89百万円（97百万円）】

①**地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**
地域における学びの機会の充実を目的に、**コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発を実施。**

②**社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築**
地域における学びの機会の充実を目的に、**コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習への進歩が困難な障害者が学びを継続できる機会等の創出や、障害の有無に問わらず同世代の若者を含む社会と接することができる居場所作りを目的とした持続可能な生涯学習プログラム等の開発を実施。**

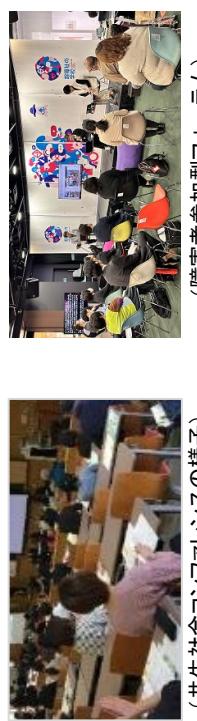
③**障害者の移行期の学びのモデルの構築**
大学、専門学校等の高等教育機関への進学が困難な障害者が学びを継続できる機会等の創出や、障害の有無に問わらず同世代の若者を含む社会と接することができる居場所作りを目的とした持続可能な生涯学習プログラム等の開発を実施。

生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究【3百万円（3百万円）】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の障害要因・促進要因について、障害当事者はもとより、実施主体として期待される**自治体や社会教育施設、高等教육機関等多様な関係者**に対する定期的な調査が必要。（R7：社会教育施設等への実態調査）

普及・啓発活動の強化【23百万円（24百万円）】

障害者の生涯学習の充実には**教育と福祉など分野を超えた連携**を進め関係者を増やすことが重要。学びの場の担い手育成や学習環境の充実を図るため、障害者や支援者、行政など関係者が集う**共生社会コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を実施。



アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県等の主体的な連携体制の構築。
- ②障害者のニーズに対応した多様な生涯学習プログラムが増加。
- ③障害者の生涯学習の担い手人が増加。

中期アウトカム

- 学校卒業後の障害者の身近に生涯学習の機会（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が充実、障害の有無に関わらず共に生きる共生社会が実現。

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

4. **外国人等に対する日本語教育の推進・ 外国人児童生徒等への教育等の充実**



外国人等に対する日本語教育の推進

現状・課題

我が国の在留外国人は令和6年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者は令和6年で約29万人である。新型コロナウィルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化したが、今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 日本語教育の全国確保・学習機会の向上

① 外国人材の受け入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)	615百万円 (550百万円)	地域日本語教育の中核を担う都道府県・市町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し、教育環境を強化するための体制づくりを支援するため以下を実施。 - 地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置 - 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施 - 自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及
---	------------------------	--

2 日本語教育の質の向上等

① 日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業 (新規)	300百万円 (令和7年度補正予算額)	就労分野における外国人の目的や受け入れ先のニーズ等を踏まえた出入口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたブセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開。
---	----------------------------	--

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

1,587百万円
1,598百万円)

令和7年度補正予算額
350百万円

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

② 日本語教室空白地域解消の推進強化

131百万円 (147百万円)	日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し以下を実施。 - 地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等実施 - 日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を実施。 - 日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供 - ICTを活用し、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材の開発・提供、「日本語教育の参考枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。
------------------------	---

② 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

212百万円 (令和7年度補正予算額)	日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。 - 日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行 - 地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教育員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開
----------------------------	---

④ 日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円 (17百万円)	日本語教育を推進するための課題に对应した調査研究を実施。 ⑤ 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費 369百万円 (392百万円) 88百万円 (令和7年度補正予算額) 日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。 - 日本語教育機関の審査等、日本語教員試験の実施・改善、日本語教育機関認定法等の免除を受けたための講習の実施、日本語教育機関認定法ボーナルの運用保守
----------------------	---

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増加
- （日本語教育環境の整備）

中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増加
- （日本語教育環境の整備）

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与
- （担当：総合教育政策局日本語教育課）

(1) 外国人材の受け入れ・共生のための地域日本語教育 推進事業

(前 年 度 予 算 額 550,084千円)
令和8年度予算額(案) 615,170千円

1. 趣 旨

この事業は、今後も増加が見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きながら、地方公共団体が実施する地域の日本語教育にかかる総合的な体制整備等に要する経費の一部を補助することにより、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる地方公共団体における日本語教育の体制整備と、地域の状況に応じた日本語教育の推進を図るものである。

2. 事業内容

(1) 企画評議会議の実施 6,497千円(5,911千円)

地方公共団体が応募するプログラムの選考を行うとともに、採択となった地方公共団体が行う事業に対する指導助言を行う。

(2) 地域日本語教育の総合的な体制づくりへの支援 577,985千円(513,495千円)

「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」(令和7年度改訂)、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。)、及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定、令和7年9月5日改定。以下「日本語教育の基本方針」という。)を踏まえ、全国的な日本語教育の更なる推進に向け、以下に掲げる地域における日本語教育の総合的な体制づくり、及び日本語教育事業に対する補助を行う。

① 広域での総合的な体制づくり

都道府県・政令指定都市が、関係機関と連携して行う地域日本語教育の環境を強化するための体制づくりの支援。

- ・都道府県・政令指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組(域内の計画策定や関係機関との連絡調整、各地域への指導助言等を行い域内の司令塔機能を担う「総括コーディネーター」、及び地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」の配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議(総合調整会議)の設置等)に対し、その推進を図る観点から、補助を行う(補助率:1/2を上限)。

② 地域の日本語教育水準の維持向上

都道府県・政令指定都市が整備した体制のもとに、日本語教育人材を活用し、関係機関と連携して実施する地域日本語教育（ICT の活用、教材作成、研修等を含む）の支援。

- ・域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育を実施するための経費（教育プログラムにおける ICT の活用、教材作成、研修等に係る経費を含む）への補助を行う（補助率：1/2 を上限）。

なお、外国人が「自立した言語使用者」として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるようにする必要があることから、以下のような「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を行う地方公共団体に対しては①②の補助率を最大 2/3 とする。

- i 「日本語教育の参考枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

③ 都道府県等を通じた市区町村への支援

日本語教育の以下の取組に対し、その推進を図る観点から補助を行う。

- ・市区町村が、都道府県を始めとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等（間接補助、補助率：1/2 を上限ただし、②なお以下の取組を実施する市区町村については補助率：2/3 を上限）。

（3）総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化 30,688 千円（30,678 千円）

日本語教育推進法、日本語教育の基本方針、及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを踏まえ、上記取組の優良事例の普及、各地が抱える日本語教育の様々な課題とその取組状況についての情報を収集・共有する。また、課題解決のための連携強化及びネットワーク化を図るための場として、全都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による日本語教育推進のための連絡会議を開催するとともに、補助事業により配置された全実施団体の総括コーディネーターの協議会を開催する。

併せて、都道府県・市区町村において日本語教育の推進を担当する職員を対象として、日本語教育推進法で明記された地方公共団体の責務遂行のための企画立案能力等の向上を図る「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」を開催する。

外国人材の受け入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

背景・課題

在留外国人への増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語教師の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施設を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、「地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1 企画評議会議の実施 6百万円（6百万円）

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進 【補助】578百万円（513百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件（53件）

補助率：2分の1
※（2）◇ i・iiを実施する事業者には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、「総合調整会議」設置

・地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
・日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発試行

i 「日本語教育の参考枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii 「地域における日本語教育の在り方にについて(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

・市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

中期アウトカム（成果目標）

- ・各地域での日本語教育支援体制の整備

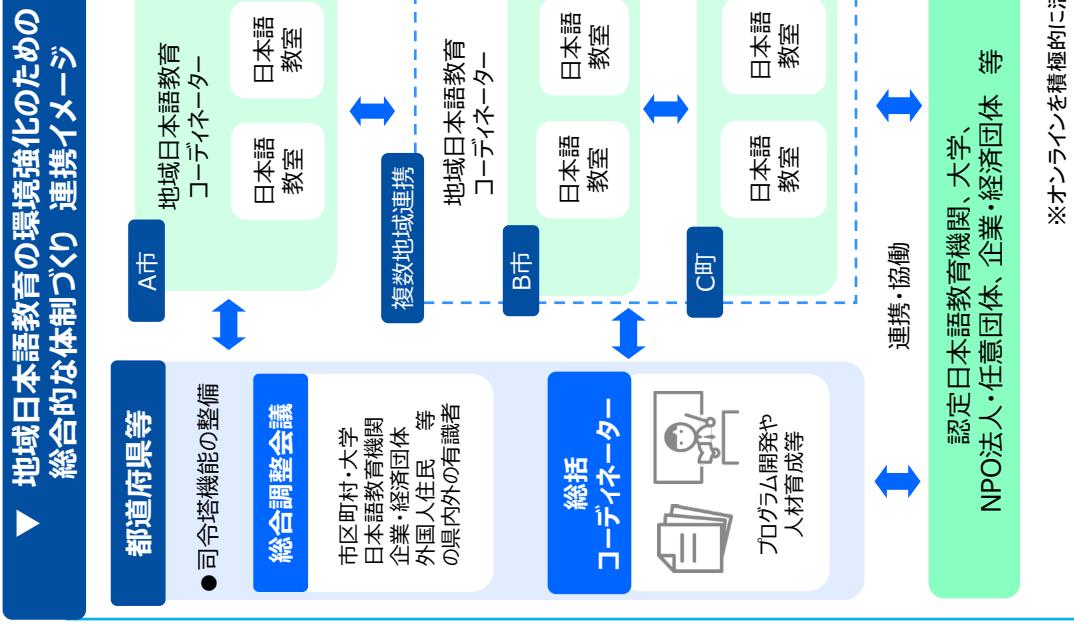
長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化
- ・日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

令和8年度予算額（案） 615百万円
(前年度予算額 550百万円)



文部科学省



【参考】令和7年度補正予算

・日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業

232,000 千円

日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルをとりまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開を行う。

(2) 外国人児童生徒等への教育の充実

(前 年 度 予 算 額	1, 267, 863千円)
令和8年度予算額(案)	1, 504, 294千円

1. 趣 旨

我が国には外国人が令和6年末時点で約377万人在留している（前年末に比べ約36万人増加）。深刻な人手不足を踏まえ、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成31年4月から、新たな在留資格「特定技能」が創設され、また、在留期間の上限がなく、家族滞在も可能な「特定技能2号」の対象となる分野が拡大されるなど、今後、更なる在留外国人の増加が見込まれており、さらに、就労する外国人は令和6年10月末時点で約230万人となり過去最高を更新している。

こうした背景に伴い、公立学校に在籍する外国人児童生徒は令和6年5月1日現在13万8,714人であり、前年度と比べると、9,265人増加している。また、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、令和5年5月1日現在で6万9,123人と、この約10年で1.9倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景等の多様化も進み、集住地域・散在地域でのそれぞれの課題も表面化しているが、特に、これまで外国人児童生徒等教育への取組の実績や知見が十分でない散在地域における学校での指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）を策定し、「多様な児童生徒の教育機会を保障するため、（中略）外国人児童生徒への支援体制の強化（後略）を推進する。」を明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和7年6月6日一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂：令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」には、補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、学校での日本語指導体制の構築、外国人児童生徒等教育アドバイザーの活用、高等学校におけるキャリア教育や進路指導の取組の充実、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）、プレスクールの実施、地域における就学状況・就学ガイダンスの実施等の取組を進めること等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学を促進するとともに、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

2. 事業内容

(1) 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 709千円(709千円)
帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等を対象に、必要な施策やその実施に当たっての諸課題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を行う。

(2) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

【補助率1/3】 1,491,326千円(1,248,806千円)

I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

1,396,113千円(1,153,593千円)

帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、登録日本語教員の活用を含めた指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等 ICT の活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとした支援の充実等、自治体の外国人児童生徒等の教育の充実に係る取組に対して支援する。

<補助対象：都道府県・市区町村（指定都市・中核市以外は間接補助）>

II 外国人の子供の就学促進事業 95,213千円(95,213千円)

生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導や学習習慣の確保に係る指導等自治体の取組に対して支援する。<補助対象：都道府県・市区町村>

(3) 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

12,259千円(18,348千円)

全国的に増加する外国人児童生徒等への教育支援体制の構築や一層の充実にむけて、アドバイザーによる自治体等への指導・助言、外国人児童生徒等向けの学習教材・文書作成等に利用されるポータルサイト「かすたねっと」の整備、就学状況に係る実態把握のための継続的な調査等を行う。

【参考】令和7年度補正予算

・外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業

22,010千円

全ての教師等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするため、日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。その際、学習語彙等の全ての子供の教科学習にとっても有益と考えられる要素も見出し、全ての子供への指導へ繋げる。

外国人児童生徒等への教育の充実



省科学部文

省科学部文

令和8年度予算額（案）

前年度予算額

二〇一四

令和7年度補正予算案

卷之六

卷之三

日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようになります。外國人の子供たちは我が国に特有の文化や習慣を理解するのに苦労する場合がありますが、児童社会の二員として今後の日本を形成する子供であることを前提に、学校等

目標の策

- 約8千6百人が不就学の可能性

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
 - ・うち、特別な指導を受けられない児童生徒が約1割存在
 - ・年間で8.5%が中退
 - ・大学等進学率は46.6%

前就学・国入

- 約8千6百人が不就学の可能性

現狀

義務教育段階　必要な児童生徒は約6.9万人
高等教育段階　進学：就職へ
・年間で8.5%が中退

- 約8千6百人が不就学の可能性
 - 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
　　・うち、特別な指導を受けられない児童生徒が約
 - 指導内容の深化・充実
 - 指導体制の確保・充実
 - 日本語指導担当教師等の指導力の向上
 - 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度~)

95百万円（95百万円）

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒ (本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の
教育機会が確保される

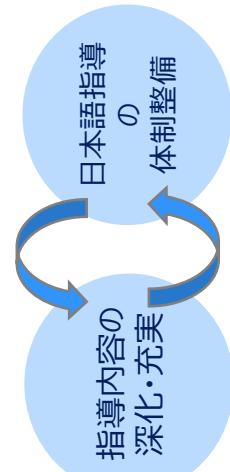
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）1,396百万円（1,154百万円）**（拡充）**

- ## ●進学・就職機会の確保

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）1,396百万円（1,154百万円）

- | | | |
|--|----------------|----------------------------|
| 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～） | 12百万円（18百万円） | ・外国人の子供
・アドバイザーによる指導・助言 |
| ⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外 | | |
| 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～） | 0.7百万円（0.7百万円） | |

外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業（新規） ～25万円



指導內容構築

- ・外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的な効果的な活用も含む
指導のガイドラインを作成する。
⇒ (本事業により達成される成果)
指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が実施される

(担当：総合教育政策局国際教育課)

5. 海外で学ぶ日本人児童生徒の 教育機会の充実

(1) 在外教育施設の機能強化（教師派遣）

(前 年 度 予 算 額 19, 148, 039千円)
令和8年度予算額（案） 19, 234, 395千円

1. 趣 旨

海外に在留する日本人の子供に日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校や補習授業校等の在外教育施設が設置されている。

急速な社会のグローバル化の進展に伴い、企業等の海外進出により帶同する子供の教育環境の整備・充実も不可欠である。また、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成の推進が求められている。

令和4年6月に「在外教育施設における教育の振興に関する法律」(令和4年法律第73号)が公布・施行され、在外教育施設における教育の振興についての法的位置付けが明確となった。この法律においては、基本理念として、①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、②在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることを確保されることを旨とすること、そして、③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることが定められている。これらの理念、更には、令和5年4月に策定された「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や「在外教育施設未来戦略2030」(令和3年6月)等を踏まえ、国内と同等の学びの環境整備や在外教育施設ならではの教育の特色化支援など、在外教育施設がグローバル人材の育成や国際相互理解の増進に寄与するための取組の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 在外教育施設の教育環境の改善

国内と同等の学びの環境を整備するため、派遣教師の計画的な配置を実現し、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、免許外指導の縮小、特別支援教育や日本語指導の充実を図る。

【参考】令和7年度補正予算

・在外教育施設における教育環境整備事業 310,919千円

在外教育施設の1人1台端末の実現を着実に実施するため、日本人学校等におけるICT端末の更新・整備及びICT支援員の配置に係る費用を補助する。

・特色ある在外教育活動支援実証事業 145,056千円

国内外の教育人材の活用により、特色ある教育活動の充実及び危機管理体制の万全化を行うための効果的手法の実証研究を行う。



在外教育施設の戦略的な機能の強化

[在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進]

理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようになりますこと

令和8年度予算額（案） 19,234百万円
 前年度予算額 19,148百万円) 文部科学省
 令和7年度補正予算額 456百万円

基本方針 ①在留邦人の学びの保障 ②国内同等の学びの環境整備 ③在外教育施設ならではの教育の充実

1. 国内同等の学びを確保するための教育環境の改善

(1) 教育指導の充実 19,040百万円 (94百万円増)

◆ 在外教育施設教員派遣事業等 (S53～)

派遣教師に対し、赴任・帰国情旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

☞ 特別支援教育の充実、日本語指導の充実、多様な課題に対応するための適正な教員配置の促進

◆ 派遣教師の選考・研修 (H1～) ／校長研究協議会の実施 (H8～) ／派遣教員事務処理 (S56～)

(2) 教育環境の改善 133百万円

▽教材整備費 (S42～) ／通信教育事業費補助 (S47～) 等

在外教育施設における教育環境整備 【R7補正：311百万円】

☞ 在外教育施設における1人1台端末の計画的な更新・整備及びICT支援員の配置

(3) 教育推進体制の整備 62百万円

▽スクールカウンセラーパ派遣 (R1～) ／派遣教師の安全対策 (H22～) 等

☞ 在外教育施設におけるセキュリティの強化

2. 在外教育施設ならではの教育・方法の充実強化

国内と同等の教育環境整備とともに、在外ならではの特色化・多様化を推進するための支援の充実

◆ 特色ある在外教育活動支援実証事業 【R7補正：145百万円】

☞ 国内外の教育人材の活用により、特色ある教育活動の充実（幼児教育・日本語指導等含む） 及び 危機管理体制の万全化を行うための効果的手法の実証

▽在外教育施設重点支援プラン (R4～)

▽在外教育アドバイザーの設置 (R4～)

・在外教育施設の教職員の確保(法第8条)

・在外教育施設の教職員に対する研修の充実等(法第9条)

・在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化(法第10条)

・在外教育施設の運営の確保(法第11条)

・在外教育施設の安全対策等(法第12条)

・在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等(法第13条)

・調査研究の推進等(法第14条)

教員の派遣

法律を踏まえた対応

グローバル人材の育成

(担当：総合教育政策局国際教育課)

6. 地域と学校等の連携・協働による地域の 教育力の向上や体験活動の充実、 学校安全体制の整備等

(1) 学校を核とした地域力強化プラン

(前 年 度 予 算 額 7, 552, 659千円)
令和8年度予算額(案) 7, 517, 025千円

1. 趣 旨

少子高齢化、地域のつながりの希薄化、人口減少社会の加速化による教育活動の担い手不足、学校規模の小規模化や学校統廃合の進行等を背景に、子供たちを取り巻く地域の教育力が衰退するとともに、地域コミュニティ・地域産業の維持が課題となっている。また、学校における働き方改革、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭における子供を取り巻く課題も複雑化・困難化している。

学校・家庭・地域が個別・単独にこうした課題を解決していくことはもはや困難な状況であり、学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して課題解決に取り組み、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現することが必要不可欠なものとなっている。

そのため、本事業では、地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の全国的な展開に向けて、学校と地域の連携・協働体制の構築に係る支援を行い、学校を核とした地域の活性化に繋げる。

2. 事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 7, 052, 226 千円 (7, 052, 226 千円)

各地方自治体における、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び充実に向けた取組と、地域住民等の参画による学校における働き方改革、地方創生（郷土教育・地域産業人材育成）及び子育て支援（朝の居場所づくり）等に資する多様な地域学校協働活動との一体的な推進を支援する。

これにより、地域と学校の連携・協働を進め、自立的・継続的に課題解決が図られる地域づくりを実現する。

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業 67, 566 千円 (67, 566 千円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しする。



学校を核とした地域力強化プラン

- 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における動き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでの対応では限界が生じている。
- 学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。**
- 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。

背景・課題

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

事業概要	補助率	件数・単価	対象（交付先）
下記①～⑥のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組 を総合的に支援する補助事業	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 (都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3)		
生かした教育活動の充実			各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,052百万円（7,052百万円）

コミュニケーション・スクールと地域学校協働活動を一體的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動、働き方改革や地方創生（郷土教育・地域産業人材育成等）に資する取組など多様な活動を推進。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせたための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

68百万円（68百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

212百万円（240百万円）

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

5

健全育成のための体験活動推進事業

7百万円（8百万円）

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への疊着を深めるキャリア教育を推進し、地元に就職し地域を担う人材を育成。

6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

212百万円（240百万円）

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への疊着を深めるキャリア教育を推進し、地元に就職し地域を担う人材を育成。

地域と学校の連携・協働体制構築事業 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

現代・課題

- 予測困難なな社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す。

→ コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進等**(に向け)、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の強化**を図る。

※ コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点：22,009校、64.9%

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援
(事業実施期間：平成27年度～)

交付先 都道府県・政令市・中核市
(以下「都道府県等」)

- ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること
- ② 地域学校協働活動推進員等を配置していること

補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援額	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



▶ コーディネート機能の強化

- 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革、郷土教育や地域産業を担う人材育成などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援

▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化

- CSアドバイザーの配置/促進
○ 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実
- ▶ 地域学校協働活動の実施
- 学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援（地域未来塾等）や体験・交流活動等を支援
○ 郷土学習に係る活動等を支援
○ 共働き世帯の増加に伴う学校始業前(朝)における活動等を支援

アワードット (活動目標)

短期アウトカム (成果目標)

中期アウトカム (成果目標)

長期アウトカム (成果目標)

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施	子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加	学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題にに対して協働して取り組む体制の整備
[参考] 予算補助を受ける自治体 R7.1,376自治体	[参考] 予算補助を受ける自治体が配置している公立学校の運動推進員等の数の増加	[参考] 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校の運動推進員等の数の増加
R5.1,366自治体 R6.1,374自治体	R5.31,125人 R6.32,675人 R7.33,172人	R7.32,693校
[参考] 予算補助を受ける自治体の人数	[参考] (2) コミュニティ・スクールを導入している公立学校の運動推進員等の数の増加	[参考] (2) コミュニティ・スクールを導入している公立学校の運動推進員等の数の増加
R6.910万人	R7.22,009校	R7.22,009校
[参考] 地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加	[参考] (3) 地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加	[参考] (3) 地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加
R6.910万人	R6.910万人	R6.910万人

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

・経済財政運営と改革の基本方針2025 (R7.6.13閣議決定)
・地方創生2.0 基本構想 (R7.6.13閣議決定)
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (R7.6.13閣議決定)
・放課後児童対策パッケージ

【参考】地域社会をよくするために何かしてみたいと感じている児童生徒を育成
【参考】地域社会をよくするために何かしてみたいと感じている児童生徒を育成
割合 R6.83.5%

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)
7,052百万円
7,052百万円

関連文書等

文部科学省
7,052百万円
7,052百万円



国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和8年度予算額（案） 68百万円
 前年度予算額 68百万円

地域における家庭教育支援基盤構築事業

背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増
- ① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

● 事業開始：平成27年度～

① 地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。
 → R8目標：**1,000チーム**

② 個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ① に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]
- R8目標：**100チーム**

アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000 チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

- 保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R6:35.6%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受けける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

(前 年 度 予 算 額	71, 235千円)
令和8年度予算額(案)	66, 557千円

1. 趣 旨

体験活動等の推進は、社会教育法等の法律に規定されているとおり、青少年の健全育成及び人格形成のために必要不可欠なものであり、「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、様々な体験活動の充実に取り組むことが示されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、豊かな感性や創造性を育むための体験活動を推進することや、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）においても、体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが明記されている。

体験活動は、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。しかし、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちのリアルな体験不足に拍車がかかっており、また、体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。

公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が団体や行事などがあることを知らないからとの回答割合が多く、様々な団体が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。

以上を踏まえ、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、教育的効果の高い長期自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行うことで、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援を一層促進する。

2. 事業内容

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 | 12,889千円(15,382千円) |
| 青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。 | |
| (2) 青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 | 8,552千円(8,552千円) |
| 青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。 | |
| (3) 教育的效果の高い長期自然体験活動構築事業 | 31,806千円(33,932千円) |
| 長期（4泊5日程度）の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的效果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。 | |
| (4) 青少年の体験活動推進企業表彰 | 7,641千円(7,834千円) |
| 社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介する。 | |
| (5) 事業企画評価委員会の開催 | 5,669千円(5,535千円) |



体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

67百万円
71百万円

現状・課題

- 体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自律性、協調性、性等の非認知能力を育むためにも重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちの**リアルな体験不足に拍車がかかる**ている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。
- また、公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が**団体や行事などがあることを知らないから**との回答割合が多く、様々な団体等が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。
- **国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進する**必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針2025】（令和7年6月13日閣議決定）

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現
 - 主要分野ごとの重要課題と取組方針
 - （3）公教育の重生・研究活動の活性化（質の高い公教育の再生）

（略）**豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進する**とともに、（略）

【ども大綱】（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項
 - （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（略）年齢や発達の段階に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、**地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的に創出する。**

事業内容	事業名	詳細	件数・単価	対象
1	全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：継続 H23～】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。	1箇所×約11百万円	青少年団体、企業、自治体等
2	青少年の体験活動の推進 【に関する調査研究事業 委託：継続 H25～】	青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。	1箇所×約9百万円	-
3	教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	継続3箇所×約4百万円 新規2箇所×約6百万円	-
4	青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	-



アウトプット（活動目標） 短期アウトカム（成果目標） 長期アウトカム（成果目標） インパクト（国民・社会への影響）

- 体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- 教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- 体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。
- 体験活動に関心を示さない子供の減少。
- 当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- 応募企業数が直近3年の平均を上回る。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

(3) 読書活動総合推進事業

(前 年 度 予 算 額 44,550千円)
令和8年度予算額(案) 42,015千円

1. 趣 旨

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。

政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した(令和5年3月閣議決定)。本計画に基づき、国は、子供の読書習慣の形成に向けて、子供の読書活動に対する課題解決のための効果的な取組を講じる必要がある。

公立学校に設置される学校図書館においては、学習指導要領を踏まえ、その機能を活用した授業実施や読書活動の充実が求められている。国は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、地方財政措置を活用した学校図書館の計画的な整備を推進するとともに、本計画を踏まえた自治体における図書購入等を促すための取組の実施が必要となっている。

上記の各計画や現状を踏まえ、本事業では、図書館・学校図書館の機能強化や活性化のための特色ある先導的な取組モデルの構築や「子ども読書の日」の普及啓発等の実施により、各計画を着実に実行し、全国的な読書活動の総合的な推進を図る。

2. 事業内容

(1) 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 8,526千円(8,783千円)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化・活性化に向け、新たな読書活動を推進するためのモデルを構築する。

①発達段階などに応じた読書活動推進事業

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。

②学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館の図書購入等の促進に向けた取組を行う。

(2) 司書教諭養成講習の実施	20,544千円(22,337千円)
学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「司書教諭」の養成のため、 47 機関（大学並びに教育委員会）に委託して講習会を実施する。また、講習会に参加 する受講者のうち、聴覚障害等配慮が必要な受講者が一定数いる実態も踏まえ、そのた めに必要な経費も計上する。	
(3) 「子ども読書の日」の理解推進	4,815千円(5,271千円)
国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進 することを目的に、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色あ る優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。	
(4) 読書活動の推進等に関する調査研究	8,130千円(8,159千円)
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子供の読書活動や図書 館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るために調査分析 等を行う。	

【参考】令和7年度補正予算

・図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業

66,687千円

骨太の方針2025等を踏まえ、図書館と学校図書館、書店を含む地域の様々な関係
機関や絵本専門士等の読書推進人材との連携協働による読書活動を促進し、地域共生
社会の実現に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、読書
推進人材の活躍機会の拡大等に向けた実証調査を行う。

①読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協
議会」を設置し、連携協働の取組により地域の活性化に資する読書を通じたまちづく
りのモデルを構築する。

②図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究

読書人口の増加に向けて、読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材（絵
本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー）の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・
広報に向けた実証調査を行う。

読書活動総合推進事業

現状・課題

○国の計画への対応

- ・第5次「子どもたちの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)
R5年度から5年が年計画を踏まえ、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」のための方策、取組等の検討が必要。

- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)
R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

事業内容（令和4年度～）

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 9百万元（9百万元）

「子どもたちの読書活動の推進に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

1. 発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。

(委託先：4箇所（小・中・高等学校、公立図書館等）×0.8百万円)



2. 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモニタリ授業の実施などの取組を行う。

(委託先：2箇所（小・中・高等学校、特別支援学校等）×1百万円)

司書教諭養成講習の実施 21百万元（22百万元）

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。

(委託先：47箇所×0.4百万円／2箇所×0.5百万円（大学及び教育委員会）)

アウトプット（活動目標）

短期アウトカム

- ・読書に興味が深まった子供の増加
- ・学校図書館の活用による司書教諭講習の修了者数の増加

長期アウトカム

- ・不読率の低減

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額） 42百万元

（令和7年度補正予算額） 45百万元

（文部科学省） 67百万元

○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

- ・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。
- ・子供たちの情報活用能力の育成とともに、多様な子供たちの読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

○読書活動の総合的推進

- ・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。

○文字・活字文化の振興

- ・骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）「文字・活字文化の振興や『書店活性化』の推進」に基づき、地域の実情に応じた図書館と地域の関係機関等との連携事業を支援する。

「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業
【令和7年度補正予算額】 67百万元

1 読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、連携協働の取組により地域共生社会の実現に資する読書を通じたまちづくりのモデルを構築する。

2 図書館・関係機関等の連携・促進に向けた調査研究

読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材（絵本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー）の活躍機会の拡大・育成の強化や、障害者サービスに資する調査研究等を行う。
＜読書推進人材：1箇所×15百万円、障害者サービス：1箇所×13百万円＞

「子ども読書の日」（4月23日）の理解推進 5百万元（5百万元）

「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。
＜直轄事業＞

読書活動の推進等に関する調査研究 8百万元（8百万元）

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るためにの調査分析等を行う。
＜委託事業：1団体×8百万円＞

アウトプット（成果目標）

（活動目標）

- ・新たな読書、授業モデルの構築
- ・学校図書館の活用による司書教諭講習の実施する機関の増加
- ・司書教諭講習の修了者数の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）



(4) 社会教育デジタル活用等推進事業

(前 年 度 予 算 額 50, 339千円)

令和8年度予算額(案) 51, 402千円

1. 趣 旨

公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、政府全体で民間の資金と創意工夫を活用するPPP／PFI等を進めており、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、PPP／PFI等の活用を進めていく必要がある。

また、社会の急速なデジタル化の進展の中で、社会教育分野におけるデジタル環境の整備や活用の遅れが顕在化しており、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、地域づくりの拠点として「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある。

このため、PPP／PFI等やデジタルの活用を進める地方公共団体が抱える技術面・人材面・財政面等の課題に対する伴走支援を行い、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、地方創生2.0等の推進に寄与する。

2. 事業内容

公民館・図書館等の社会教育施設におけるPPP/PFI等の活用、デジタル機能の強化に向けた地方公共団体等への伴走支援を実施する。

【主な支援内容】

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援（導入可能性調査等の具体的検討への支援、モデル形成等）
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Webサイト、手引書等の活用による情報発信



社会教育デジタル活用等推進事業

背景・課題

- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある**
- ▶ PPP/PFIアクションプランにおける具体的目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、**社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある**
- ▶ 地域コミュニティの基盤となる**社会教育施設を活性化し、地方創生2.0を推進**

事業内容（令和5年度より実施）

○社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援

（民間団体向け委託 × 1か所）

- 45 社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施 →**令和8年度は自治体への個別案件支援の更なる加速**

文部科学省

委託 ↓ ↑ 相談・報告

アドバイザー事務局

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Webサイト、手引書等の活用による情報発信

- ・社会教育施設のより効率的な整備・運営を検討（施設の複合化、官民連携による施設・設備整備、運営等）
- ・デジタルを活用したより効果的な取組等の実施を検討（ICT等を活用した地域課題解決の取組の実施等）

- ・支援方策・事例の紹介
- ・専門家派遣による助言
- ・説明会・研修会の実施
- ・個別案件に対する支援
- ・調査・効果分析

- ▶ PPP/PFI等の活用による取組の質・利便性等の向上、行政コストの削減等
- ▶ デジタルの活用による取組の質・利便性等の向上、地域課題の解決等

アウトプット（活動目標）

- ・地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・PPP/PFI等の活用による伴走支援の実施
- ・デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム（成果目標）

- ・社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- 社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現（地域課題解決に向けた取組の充実、効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基礎として機能）

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

(5) 学校安全推進事業

(前 年 度 予 算 額 296, 223千円)
令和8年度予算額(案) 320, 944千円

1. 趣 旨

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件、熱中症事故等の生活上の様々な事故等が発生するなど、子供たちを取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化している。

安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な生活や社会を実現するという点で極めて重要な意義がある。

このため、教職員や児童生徒等の防犯、交通安全、防災、その他生活安全に関する意識の向上を図り、児童生徒等が安全に関する資質・能力を身につける安全教育の充実や、児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を図りつつ、その取組を推進する。

また、実効性ある学校安全施策を進めるために必要な調査研究を実施する。

2. 事業内容

(1) 学校安全教室の推進

32, 548 千円 (32, 850 千円)

①指導者養成事業

学校安全教室（生活安全教室、交通安全教室及び災害安全教室等）の講師となる教職員等に対する講習会や、教職員、管理職等向けの安全対応能力等の向上のための講習会（現代的課題に対応するための研修や訓練、事故防止・事故対応に関する講習会、AED の取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会）を実施するための経費を支援する。[都道府県・指定都市教育委員会]

②リーフレット作成・配付

防犯、交通安全、防災に関する内容について、クイズ形式で学べるリーフレットを作成し、全国の新1年生（小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部）に配付する。

(2) 学校安全総合支援事業

240, 777 千円 (238, 293 千円)

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）を受け、学校安全計画に基づく実践的な取組の充実や、地域と連携した安全教育の展開など、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモー

ションスクール（SPS）等の先進事例を参考にして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間連携を促進する取組を支援する〔都道府県・指定都市教育委員会〕。あわせて、SPS認証校などの学校安全の先進的な取組について、学校関係者や児童生徒自身が発表する機会を設け、SPS等の先進事例を踏まえた学校安全の取組を広く全国に普及する。

また、学校安全に係る専門性向上支援を図るため、教育委員会や学校関係者を対象とした周知啓発のためのセミナーの開催や、学校安全推進体制が十分でない自治体や学校に対して「安全点検要領」等を活用した指導助言を行うアドバイザーの派遣を実施するとともに、通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討する。

さらに、SPS認証校及び自治体モデル地域拠点校の取組から、優良事例を抽出した上で、共通点・成果・課題等を整理・分析し、全国の学校が取り入れやすい形にまとめた資料を作成し、研修会等で自治体や学校に伝えるとともに、次期「第4次学校安全の推進に関する計画」を検討する際の資料として活用する。

(3) スクールバス等の公共交通機関と連携した通学時の安全確保 25,000千円（新規）

昨今、学校への通学時における児童生徒の交通事故や不審者等からの被害、熱中症対応など多様なリスクが多発しており、子供たちの通学時の安全確保が課題となっている。

この課題を解決するため、学校や設置者と地域の公共交通機関が連携し、地域の実情に応じたスクールバスやコミュニティバス、スクールタクシー、オンデマンドタクシーなど様々な交通手段の活用の在り方について、通学時における児童生徒の安全確保の分析・検証を行い、地域や社会状況等に対応した学校におけるモデル的な事例を収集することにより、更なる通学時の安全確保に繋げる。

(4) 学校安全の推進に関する調査研究

22,619千円（25,080千円）

学校安全の推進に関する計画に係る調査研究

「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づく取組状況調査の実施・結果の分析を行い、次期計画を検討する際の資料として活用する。また、学校事故対応に関する指針に基づき報告のあった事故情報等の分析を行い、各学校における取組の改善に繋げるための対応を整理し、展開する。

学校安全推進事業

現状・課題

学校教育活動中や登下校中における事件・事故、地震をはじめとする自然災害等、子供たちを取り巻く学校安全上の課題が複雑化・多様化する中で、児童生徒等が生き生きと活動し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようするために、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の充実が不可欠。

目標・方針

＜目指す姿＞

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故について限りなくゼロにすること
- 学校管理制度における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を持つ事故を中心にして減少させること

学校安全の推進に
関する有識者会議

進捗管理

政策提言

第3次学校安全の推進に関する 計画（令和4年3月25日閣議決定）

事業内容

①学校安全教室の推進（33百万円（前年度 33百万円））

- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会
（生活安全教室、交通安全教室、災害安全教室等）
【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】
- 小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

②学校安全総合支援事業（241百万円（前年度 238百万円））

- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な学校安全推進体制の構築
【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】
- 学校安全に係る専門性の向上支援【委託事業、民間企業等対象、令和4年度事業開始】
- 学校安全のモデル的取組に関する実態調査【委託事業、民間企業等対象、令和7年度事業開始】
- 学校安全フェスタ(仮)の開催【委託事業、民間企業等対象、令和8年度新規事業】

③スクールバス等の公共交通機関と連携した通学時の安全確保（25百万円（新規））

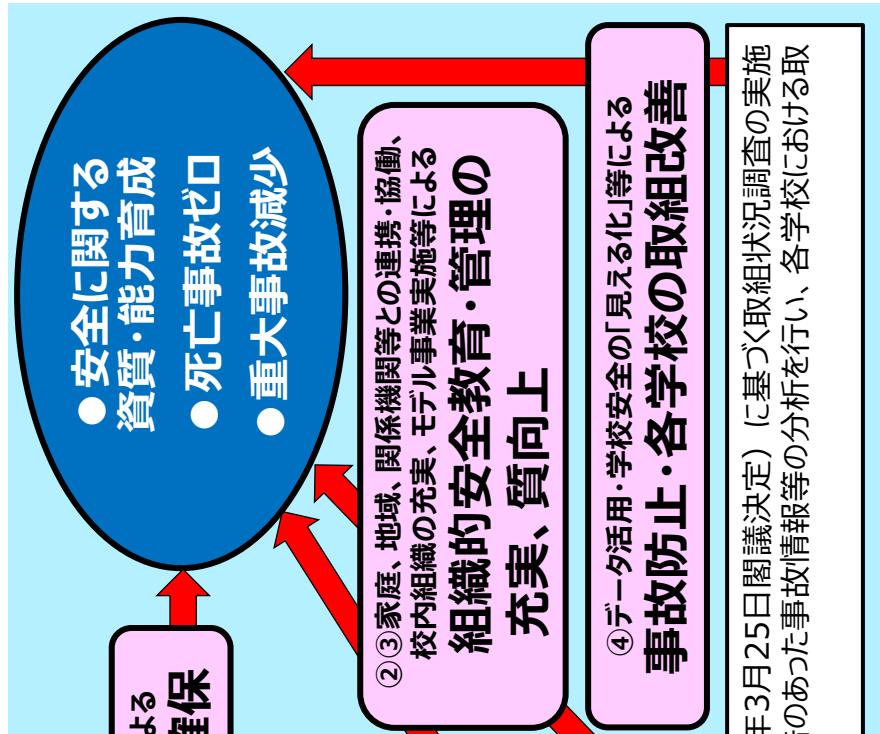
- 地域の公共交通機関と連携し、スクールバス等を活用した通学支援モデル事業を実施
【委託事業、市町村（特別区を含む）教育委員会対象、令和8年度新規事業】

④学校安全の推進に関する調査研究（23百万円（前年度 25百万円））【委託事業、民間企業対象】

- 学校安全の推進に関する計画に係る調査研究：第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）に基づく取組状況調査の実施
・結果の分析を行い、次期計画の策定等に活用。また、学校事故対応に関する指針に基づき報告のあつた事故情報等の分析を行い、各学校における取組の改善に繋げるための対応を整理。

令和8年度予算額（案） 321百万円
(前年度予算額 296百万円)

文部科学省



（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

(6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(前 年 度 予 算 額 240,019千円)
令和8年度予算額(案) 212,062千円

1. 趣 旨

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー等の増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

2. 事業内容

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進等により、学校内外や通学路における子供の安全確保をより一層強化し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

(1) スクールガード・リーダーによる学校や通学路の巡回指導等の実施に対する活動支援

スクールガード・リーダー（警察官OB・OG、教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）による指導助言や、各学校を定期的に巡回するために必要な謝金、旅費等を補助する。

学校等の巡回活動を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡協議会等の開催を支援する。

(2) スクールガード・リーダーの育成、スクールガード等（学校安全ボランティア）の養成に対する支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材を継続的に確保するための育成講習会の実施を支援する。

通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点等に参画するボランティアが必要な知識を身に付けるための養成講習会の実施を支援する。

(3) スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

スクールガード等を募集するための広報紙等の作成費用を補助する。

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場の構築など防犯活動への支援を行う。

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料を補助する。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

背景・課題

【補助事業(補助率:国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担)、実施主体:都道府県及び市町村、平成17年度事業開始】

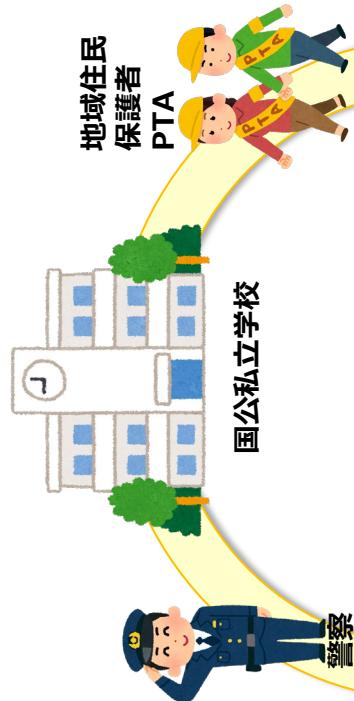
事業内容

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・OGや教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）を継続的に確保するための育成講習会の実施を支援
- 各種講習会等への参加支援（他の自治体で開催する育成講習会への参加支援も含む）

スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点検等に参画するボランティアが必要な知識等を身に付けるための養成講習会の実施
- 活動の参考となる資料の作成や配布することによる見守りの質の向上



スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施に対する活動支援の拡充

- スクールガード・リーダーの活動支援の拡充のための、スクールガード・リーダーによる指導助言や、各学校を定期的に巡回するために必要な謝金、旅費等の補助
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡協議会等の開催を支援

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- スクールガード等を募集するための広報紙やポスター、看板等の作成費用の補助
- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援
- 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助



スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、見守りの人材確保と質の向上

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、見守り活動・警備上のポイントや見守者対応等について指導・助言

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

(7) 生命（いのち）の安全教育推進事業

(前 年 度 予 算 額)	18, 752千円)
令和8年度予算額（案）	18, 526千円

1. 趣 旨

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。

政府においては、令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（同会議決定）を策定しており、当該方針では、文部科学省に対し、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求められている。

また、本年6月に策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。」ことが明記され、同月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針 2025）」においても、「生命（いのち）の安全教育」を推進することが明記されている。

これまで生命（いのち）の安全教育推進事業では、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。

令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身につけることができるよう「生命（いのち）の安全教育」を実施」することとされ、生徒指導における位置づけが明確化された。

このように、様々な取組を進めているところであるが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、取組の一層の加速が必要である。これまでの事業成果を活用しながら、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施・拡大していくよう、更なる普及展開に向けた取組を行う。

2. 事業内容

(1) 事業審査・評価委員会の開催 2,846 千円 (3,072 千円)

学識経験者、学校関係者、地方公共団体、NPO 等の有識者で組織した委員会において、事業の審査及び評価等について検討を行う。

(2) 普及展開事業の実施 15,680 千円(15,680 千円)

- ① 生命（いのち）の安全教育の更なる普及拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域の設定数を増加し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。
- ② 教育委員会等と連携し、ワンストップ支援センター運営団体が複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援する。



生命（いのち）の安全教育推進事業

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「傍観者にならない」「「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
- （※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- 令和5年度の「生徒指導・性暴力防止のための教育」の実施校の割合は45.3%で令和3年度と比較して上昇しているが、全国展開のためににはさらなる加速化が必要。

「女性活躍 男女共同参画の重点方針2025
(女性版骨太の方針2025)」R7.6.10

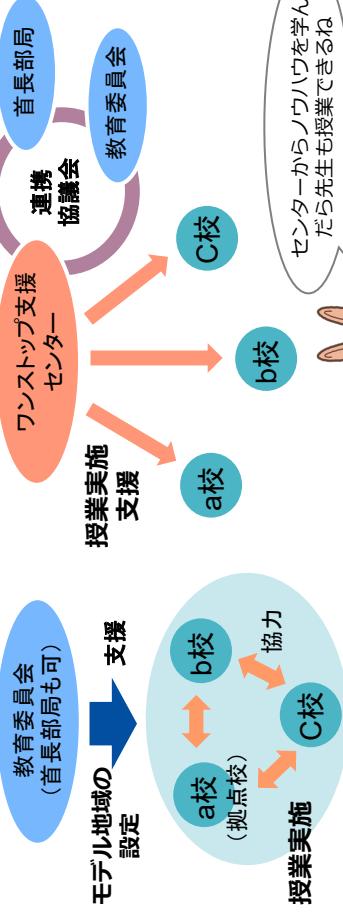
「経済財政運営と改革の基本方針2025
(骨太の方針2025)」R7.6.13

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきたところ。
これらの取組を一層加速し、性犯罪・性暴力防止のための教育の実施校数の増加を目指して、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。また、併せて改善を行った教材・指導の手引き等の理解促進や普及展開を促進する。

普及・展開事業の実施

【教育委員会が実施】【ワンストップ支援センターが実施】(注2)



- 支授内容
 - モデル地域での授業実施
 - 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供
- コーディネーターの設置
- 研究協議会、研修の実施 等

被害児童支援の充実も図れるよね



担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

(注2) 国はワンストップ支援センターと委託契約を締結

- メニュー①**
「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市町村においてモデル地域の設定数を増加し、当該域内の全校実施を目指す教育委員会等の普及・展開に関する取組を支援
- メニュー②**
教育委員会等と連携し、複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する「ワンストップ支援センター（注1）運営団体数を増加し、その取組を支援

- (注1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口

支援内容

センターからノウハウを学んだら先生も授業できるね



7. リ・スキリングを含めたリカレント教育等 社会人の学び直しの機会の拡充

(1) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

(前 年 度 予 算 額 888,469千円)
令和8年度予算額(案) 1,287,135千円

1. 趣 旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期すためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、就職氷河期世代を含む多様な人材の可能性を最大限發揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略実行フォローアップ」、「地方創生2.0 基本構想」、「第四期教育振興基本計画」においても、実践的な職業教育を行う専修学校における職業人材の育成推進等が示されているところである。

これらの方向性を踏まえ、柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化するため、これから時代に対応した教育プログラム等の開発を進める。

2. 事業内容

それぞれの専修学校が、機動的な产学連携体制を土台としつつ、これから時代に求められる多面的・重層的な諸課題に的確に対応し、教育実践を進めていくことを支援するため、以下の教育プログラム等を開発する。

(1) 専修学校によるアドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のための

リ・スキリング 1,287,135千円の内数(新規)

①専修学校によるアドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリ・スキリングモデル開発

就職氷河期世代を含む多様な人材が時代のニーズに対応できるよう、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築する。

②AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する調査研究・分野横断連絡調整会議の実施

AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等の労働生産性に関する実態調査を行う。

専修学校によるアドバイス・エッセンシャル・リソース・リソース創出のためのリ・スキル・リソース

推進事業（「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」のメニューとして実施）

令和8年度予算額（案） 1,287百万円の内数
（前年度予算額 888百万円）

背景・課題

- 2040年には労働力不足の深刻化が予想されますが、2025年現在も労働力は不足している。社会のライフライン等を支えるエッセンシャルワーカーも不足しており、労働生産性の向上が必要。
- デジタル技術等の活用により、特に深刻な地方の人手不足に対応するためにも生産性の高いアドバイスト・エッセンシャルワーカー（AEW）の創出が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても「地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバイスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組む」と明記されている。

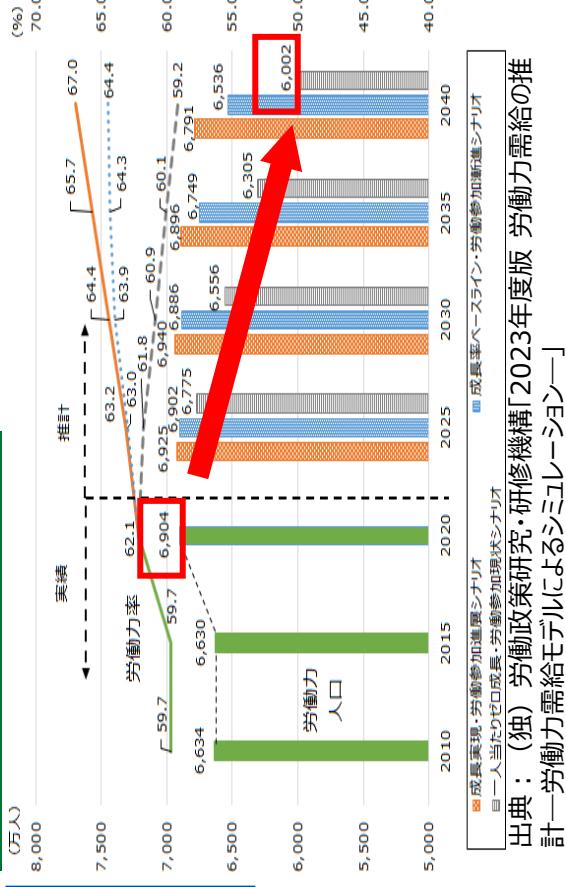
事業内容

- 就職氷河期世代を含む多様な人材が時代のニーズに対応できるよう、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、AEW創出のためのリ・スクリーニングなど労働生産性向上に資するモデルを構築
- その他、AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等の労働生産性に関する実態調査や各取組の普及・定着・横展開の方策等を検討

①AEW創出のためのリ・スクリーニングモデル構築

- 各分野において、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、AEW創出のためのリ・スクリーニングなど労働生産性向上に資するモデルを構築（例）
 - ・福祉分野：老人ホーム等利用者を見守るためのセンサー・や移動支援機器等の介護テクノロジーを活用するための教育コンテンツ等
 - ・工業分野：自動車整備業における故障診断を目的としたスキャナツール等のシステムを活用した整備技術や現場業務省力化のためのドローン操縦のための教育コンテンツ・カリキュラム等
 - ・教育コンテンツ・カリキュラムについて、企業・業界団体等に情報発信し、業界団体等で安定的・持続的に活用されるよう体制を構築
- 上記取組をモデルとし、検証・成果について普及・定着を促進
- 件数・単価：16か所×24百万円
- 事業期間：令和8年度～令和10年度（②も同様）

労働人口の推計



②分野横断連絡調整会議の実施・AIなどのデジタル技術を活用した教育コンテンツ・カリキュラム開発等のための調査研究

- 各取組の進捗管理等を実施するとともに各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着・横展開の方策を検討
- AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等を実施
- 報収集やそれを踏まえた受託団体への提案等を実施
- 各分野において企業が求めるデジタル技術等を有する人材等について調査
- 専修学校におけるデジタル技術等を習得するための教育コンテンツ・カリキュラムにおける実態調査、必要に応じて分野横断連絡調整会議で報告
- 件数・単価：1か所×37百万円

アウトプット（活動目標）

- 各職業分野ごとにエッセンシャルワーカーが学び直しによりデジタル技術を身に着けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 16箇所

アウトカム（成果目標）

- 開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてAEW創出のための講座を開講

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- エッセンシャルワーカーの労働生産性が向上

(2) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

(前 年 度 予 算 額 21,921千円)
令和8年度予算額(案) 11,795千円

1. 趣 旨

男女共同参画は、日本政府の重要な方針であり、国際社会で共有されている規範である。我が国では、少子高齢化、Society5.0 の実現を見据える中、女性活躍の推進は社会・経済の持続可能な発展のために重要である。

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（3年度～7年度）では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すことや、「そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことが新しい目標として掲げられている。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」においては、これらの目標を達成するため、政府全体として強力に取組を進めることとしており、「理工系分野での活躍を含む、女性の多様な選択を可能にするための教育・学習プログラムの開発・普及を図るとともに、教育分野のアンコンシャス・バイアスの解消や男女共同参画の推進に取り組む。」こととされている。

加えて、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）では、「教育に携わる者がアンコンシャス・バイアスのもたらす地域社会への影響への問題意識を持ちながら、こどもたちへの教育・進路選択の支援等に臨んでいくことができるよう、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促すための教員研修を推進する。また、大学やNPO等の様々な関係者の協力を得ながら、科学技術分野で活躍するロールモデルと出会う機会の提供や保護者の理解を促すシンポジウム等を通じ、女子中高生の理系進路選択支援を推進する。」こととされている。

これらを踏まえ、女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムについて、これまで構築した既存の教育プログラムモデルの改善・充実を図るとともに、そのノウハウを展開し、各地の大学が地元の自治体等と連携して講座開設ができるようサポートする「女性チャレンジネットワーク」の形成を支援し、本取組の全国的な普及・啓発を図る。

2. 事業内容

(1) 検討委員会の設置

6,211 千円 (6,975 千円)

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、N P O、関係団体、産業界等の有識者からなる会議において、女性の学びを通じた社会参画支援のあり方等に関する検討を行う。

(2) 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及

5,584 千円 (5,584 千円)

女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムについて、これまで構築した既存の教育プログラムモデルの改善・充実を図るとともに、そのノウハウを展開し、各地の大学が地元の自治体等と連携して講座開設できるようサポートする「女性チャレンジネットワーク」の形成を支援し、本取組の全国的な普及・啓発を図る。

【参考】令和7年度補正予算

・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究 14,541 千円

子供達の理工系進学を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アシコンシャス・バイアス）の解消に向けて、子供達の最も身近な存在である教員の理解促進を図るため、既存の教員研修プログラムの見直し・更新・新たなコンテンツ開発等を行うとともに、さらなる普及・啓発を行う。



女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和8年度予算額（案）	12百万円
（前年度予算額）	22百万円）
令和7年度補正予算額	15百万円

【事業開始年度：令和2年】

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。
 - 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされた。
「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられている。
 - バイアスの解消や男女共同参画の推進に取り組む。
「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025
(女性版骨太の方針2025)」R7.6.10
 - 理工系分野での活躍を含む、女性の多様な選択を可能にするための教育・学習プログラムの開発 普及を図るとともに、教育分野のアンコンシャス

背景等

- ・教育に携わる者がアンコンシャス・バイアスへの気づきを促すための教員研修を推進する。
- ・大学やNPO等の様々な関係者の協力を得ながら、科学技術分野で活躍するロールモデルと出会う機会の提供や保護者の理解を促すシンポジウム等を通じ、女子中高生の理系進路選択支援を推進する。

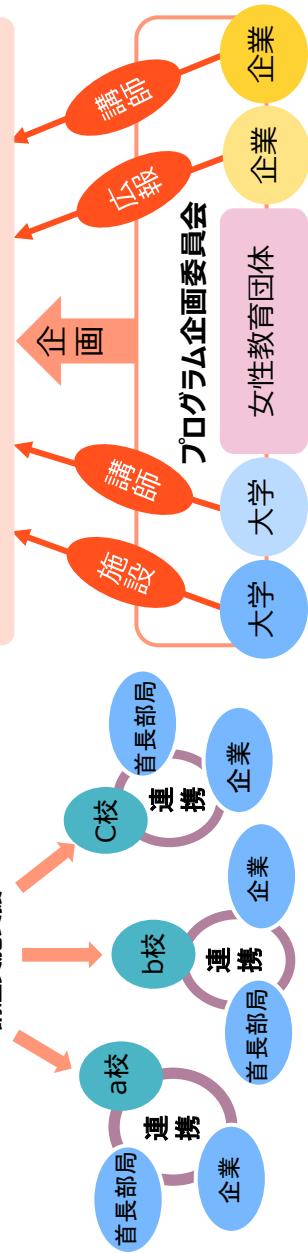
「地方創生2.0基本構想」 R7.6.13

多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及取組

- 本事業では、女性教育関係団体と大学、企業等が連携し、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援するため、男女共同参画の意識醸成と女性ネットワークの構築を行ないながら自身のビジネススキルを向上させる教育プログラムを開発し、女性のエンパワーメントを図ってきた。
 - 女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、これまで構築した教育プログラムモデルのノウハウを各地の大学が取り入れて、地元の自治体等とともに連携をして講座を実施するとともに、各地の講座運営をフォローする「女性チャレンジネットワーク」の形成支援を行い、その普及啓発を行う。

社会教育プログラム（ウイミングスカレッジ）

- 最先端リバーラルアーツプログラム
 - 受講生間交流
 - 学びに関する相談



(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

(3) 放送大学学園補助金

(前 年 度 予 算 額 7, 140, 000千円)
令和8年度予算額(案) 7, 099, 799千円

1. 趣 旨

放送大学は、放送大学学園法（平成14年法律第156号）に基づき、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的としている。

昭和58年4月に放送大学が設置され、昭和60年4月に学生受入れを開始して以降、これまでに170万人以上の学生が放送大学で学んでいる。

平成10年1月からは、CS放送を活用した全国放送が開始され、同年4月には学習者の身近な場所において面接授業等を行う学習センターが全国の各都道府県に設置された。

また、平成14年4月からは、高度専門職業人の養成等を目指した大学院修士課程の学生の受入れを開始し、平成26年10月からは、知識基盤社会を多様に支えることのできる高度教養知識人を養成する、大学院博士後期課程の学生の受入れを開始している。

現在、放送大学では、職業、年齢、地域を問わず、学部、大学院合わせて約9万人の学生が学んでおり、学位取得や資格取得など学生の多様な学習ニーズに対応している。平成27年4月からはオンライン授業を開始するとともに、平成30年10月からのBS放送におけるマルチチャンネル化により、「人生100年時代」を見据え、社会人等を対象としたリカレント教育の拠点として学び直しの機会を全国に提供している。

本事業は、このような放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって生涯学習の推進に資するものである。

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和8年度予算額（案）
7,100百万円
(前年度予算額
7,140百万円)

学部～博士後期課程を有する、全国の幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学べる高等教育機関

- 豊かな教養を培うとともに、実生活に即した専門的な学習を深める幅広い学問分野からなる授業科目を開設。
- BS放送・インターネットに加え、全ての都道府県に設置されている学習センターで対面での授業を開講。
- 遠隔教育の先駆者として、多様なメディアを活用した教育モデルを他大学にも普及展開。
- これらにより、年齢、職業、学歴が多様な約9万人の学生をはじめとした、國民に向けたリカレント教育も含めた「だれでも」「いつでも」「どこでも」「どこでも」学ぶことができる機会を保障。



令和8年度予算額（案） **7,100百万円**

【放送大学学園補助金】

支出	13,023百万円（12,779百万円）
収入	5,923百万円（5,639百万円）
国庫補助金	7,100百万円（7,140百万円）

参考：令和7年度補正予算額 553百万円
放送大学学園施設整備費補助金 553百万円

主な事項

1. DX推進と情報システムの戦略的最適化

生成AI等の先端技術を業務やサービスに活用することで、教育DX及び学園DXを推進する。さらに、クラウド基盤の整備やセキュリティ対策の強化を通じて、柔軟かつ持続可能な情報環境の構築を目指す。具体的には、令和8年度から開始する、海外在住学生（全科履修生等）の受入れの拡充、キヤッシュレス決済対応等による学生の利便性向上、業務プロセスの最適化や自動化による学園本部及び全国の学習センター職員のサービスレベル向上を実現するために、教務情報システムの更改を行う。

2. 私立大学等との連携推進

私立大学等との連携を推進するための調査研究等を実施する。
参考：施設改修【令和7年度補正予算】
施設の老朽化や電源喪失に伴う不具合による放送事故の発生及び教育研究活動の中止を防ぐこと並びにキャンパスの効果的・効率的な運用及び活性化のために必要な施設改修を行つ。

◆経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日：閣議決定）【抜粋】

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

4. 人を中心の国づくり
一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めいくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リスキリングを行なう人への支援、多様な働き方の推進に取り組む。

第2章 働き上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～
生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリスキリング支援に取り組む。

◆統合イノベーション戦略 2025（令和7年6月6日：閣議決定）【抜粋】

（リカレント教育の充実）

・社会人が学び続けることによって社会・経済構造の変化に対応するとともに、多様で質の高いリカレント教育を受けられる環境を実現する。そのため、個人の学び直しが適切に評価されるよう、学修歴や必要とする能力・学びの可視化、企業における学び直しの評価・処遇への反映を推進するとともに、産学官連携プラットフォームや产学研協働体制による地方創生や経済成長に資するリカレント教育モデルの構築等の取組を加速する。

「大学教育」「リカレント教育」の拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

(4) 学びの情報プラットフォーム活用促進事業

(前 年 度 予 算 額 29, 248千円)

令和8年度予算額(案) 56, 793千円

1. 趣 旨

社会人の学び直しにおける情報不足という課題に対応するため、大学等が提供するリカレント教育プログラムの情報を集約・発信するポータルサイト「マナパス」を運用している。同サイトでは、教育プログラムの内容に加え、活用可能な支援制度、学び直しを実践した社会人の事例等を紹介することで、リカレント教育の重要性及び有用性に関する普及啓発を図っている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」等においても、大学での学び直しの活用及び習得したスキル・学習歴の可視化の重要性が示されており、経済界からは、良質なリカレント教育プログラムへの継続的支援や、「マナパス」における企業ニーズと大学シーズのマッチング機能の強化等が提言されている。これらを踏まえ、ポータルサイトの機能改善及びコンテンツの充実を継続的に実施することで、個人の自律的キャリア形成及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応可能な人材の育成及び労働生産性の向上に資することが期待される。

一方、リカレント教育の重要性に対する国民の理解は進展しているものの、学習成果の適切な評価に資する学修歴の可視化については依然として課題が残る。特に、学修歴証明のデジタル化に関しては、我が国の対応は諸外国と比較して著しく遅れており、令和6年に開始された日EUデジタルパートナーシップにおける相互運用の実証においても、国内大学によるデジタル学修歴の発行が進んでいない状況にある。各大学においては、社会人等を対象としたマイクロクレデンシャル（履修証明プログラム）の導入が進められているが、これを対外的に発信するためには、デジタル学修歴の仕組みの整備が不可欠である。

また、学校教育における一人一台端末環境を踏まえ、学習支援ポータルサイト「きみの好き！応援サイト たのしくまなび隊」を通じて、公的機関や民間企業等が作成した学習コンテンツを集約・提供し、児童生徒の学び及び教員の指導を支援している。これにより、個別最適な学びや協働的な学びの実現、不登校児童生徒への対応、自然災害など不測の事態が生じても、誰一人取り残さない学びの保障に資する環境整備を進める必要がある。

2. 事業内容

(1) 社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実

56, 793千円の内数(29, 248千円)

「自分が何を学べば良いか分からぬ」「学んだ結果がどのように評価されるか分からぬ」「学ぶ意欲が持てない」といった社会人個人が、主体的にキャリアの中に学び

を組み込んでいけるような自律的キャリア観の醸成を図るため、社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」において、最新の教育プログラム等に関する特集記事、学びのロールモデルを見つけるための修了生インタビュー等を充実させる。さらに学ぶ個人向けに、経済的支援に関する情報提供やAIによる講座レコメンド、精緻な検索・タグ・ランキング等による講座探索機能や、デジタルバッジをまとめて保存でき、厚生労働省「マイジョブ・カード」等ともデータ連携したマイページ機能等に関する広報を行うことで利用者の増加を図るとともに、その広報効果をデータ分析することで費用対効果の高い方法を調査研究する。さらにユーザーアンケートの分析結果を踏まえ、大企業に比べて利用者の少ない地方や中小企業等への広報のため、経営者・人事担当者向けに、マナパスや大学等を活用したリカレント教育の効果等を示す記事コンテンツを作成し、普及啓発を行う。また、AIチャットボットの品質向上・安定運用のため、FAQ（よくある質問）、ログ分析による応答改善等を実施し、事務局として迅速な問合せ対応とシステムの安定的運用を行う。

（2）大学等における学習歴のデジタル化の基盤整備に向けた調査研究

56,793千円の内数（新規）

個人がデジタル・アイデンティティ・ウォレットを管理し、生涯を通じて得た学びやスキルの証明を蓄積することのできる仕組みである分散型識別子（DID※）や検証可能なデジタル証明書（VC※）の社会実装を促すため、上記の機能を有する電子証明書を発行する大学等の教育機関に対し、国際的な相互認証を視野に入れたシステムの構築・開発や保守・管理にかかる費用を支援し、我が国におけるデジタル学修歴の仕組みの整備に取り組む。

- ※ DID:Decentralized Identifiersの略。中央集権的なID管理ではなく、ブロックチェーン技術により自らのIDを管理し、必要な情報を選別して共有できる。
- ※ VC:Verifiable Credentialの略。個人が所有できるデジタル上の証明書でありながら、その正当性については信頼できる第三者機関によって検証される仕組み。

学びの情報プラットフォーム活用促進事業

背景・課題

- 大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足していることが学び直しにおける大きな課題となつていています。産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムのデータベースの整備や企業側のニーズとのマッチングが求められています。
- 学習成果を証明する手段が不足しており、学びの成果を社会的に認識・評価する仕組みが求められている（学修歴証明のデジタル化について諸外国がほぼ100%に近いに対し、我が国は3%と大きく遅れている（R5文科省調査））。
- 学校現場の「1人1台端末環境」を踏まえ、デジタル教材・学習コンテンツのさらなる充実・活用促進が必要であり、子供、教員、保護者の多様なニーズに応じた学習コンテンツの充実を図るとともに、自然災害やパンデミックが生じた際にも子供の学びを止めない、ハイ機能を有した利便性の高い学習支援ポータルサイトの構築が求められています。

政府文書等における提言

- 新しい資本主義のグランデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）抜粋
- II. 中小企業・小規模事業者の資金向上推進 5か年計画の推進
4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善
- (2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキング
- また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行えるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキル毎のトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）抜粋

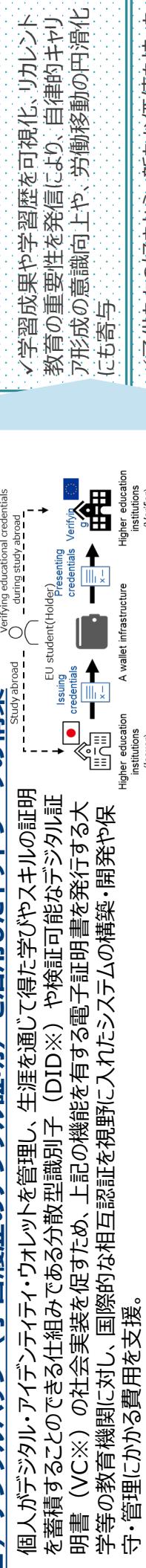
- 1人1台端末の活用
・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、…デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、…国策としてGIGAスクール構想を強力に推進する。
- 災害時における学びの支援
・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

実施内容

(1) 社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナバス」の改良・充実

- 社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナバス」の機能充実・利便性向上を図る。
- 社会人の学びに役立つ情報発信：修了生インタビューや企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新を予定。
 - 地方・中小企業等へ広報・周知：経営者等へ「マナバス」や大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発。
 - AIチャットボットの機能拡充：事務局としての問合せ対応及びシステムの安定的な運用を行ふ。

(2) デジタルバッジ（学習履歴のデジタル証明）を活用したネットワークの構築



(3) 学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究

- 子供たちの好きを応援するサイト「きみの好きが伝播するサイト たまごくわくじ隊」の機能充実・利活用促進を図る。
- 学習コンテンツ・活用事例の収集・紹介
- サイト利用拡大に向けた広報活動
- ユーザー調査、サイト運用の効果検証等



子供たちの好きを応援するサイト「きみの好きが伝播するサイト たまごくわくじ隊」の機能充実・利活用促進を図る。

学習コンテンツ・活用事例の収集・紹介

● サイト利用拡大に向けた広報活動

● ユーザー調査、サイト運用の効果検証等

● 学びの好きな情報サイト

● たまごくわくじ隊

● まるまる学びの目標

● 未来のための学びの目標

【参考】令和7年度補正予算

・産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業 2,212,185千円

(1) 「地方創生」プログラム開発・実施

地域の産・官・学・金・労・言などの関係者が連携し、プラットフォームを構築する。その中で人材育成に関する課題を整理し、解決に向けて、大学等が提供するリ・スキリングプログラムを産官金労言などの関係者が受講する。大学等は受講者からのフィードバックとともに、プログラムの改善を行う。なお、中小企業の経営者を対象としたリ・スキリングの実施を必須とする。

(2) 「産業成長」プログラム開発・実施

産学連携により、企業のニーズを踏まえたり・スキリングプログラムを提供する。令和6年度に実施された調査研究事業で特定された、大学等が強みを持ち、企業ニーズも高い12の重点領域(DX、GX、SCM、半導体、経営、マーケティング等)を中心に、プログラムの提供・改善を進める。また、企業における処遇への反映を促すため、学修効果とスキルセットの関連付けなども行う。

※(1)(2)に共通して、現下の課題に対応するため、以下の追加要素の中から選択して実行することを要件とする。

- ・アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成
- ・就職氷河期世代への支援
- ・社会人が参加しやすいオンラインプログラム等の環境整備
- ・スキルの可視化と正当な評価による処遇改善
- ・産業構造審議会等で示される新たな人材需要（人事、財務、蓄電池、介護等）への対応
- ・全学的な経営改革（教員のインセンティブ向上、事務体制の強化、修士課程への接続等）

(3) リ・スキリング・エコシステム構築の支援・分析

(2)において、特に先進的なモデルを構築し、産学連携の起点とすることが求められる中、有効な連携を生み出すため、以下の支援・分析を民間事業者への委託により実施する。

- ・コーディネーター人材の確保・育成に関する調査・広報

持続的かつ効果的な産学連携には、産学双方に知見を持つコーディネーター人材の配置が不可欠である。そのため、必要なスキルの整理と広報を通じて、役割の認知向上と潜在的候補者の発掘を図る。

- ・企業のスキルセット構築とプログラム連携支援

企業等が従業員を受講生として派遣し、学びの成果の処遇反映を行う際、受講前後の能力測定や自社のスキルセットに基づいた成果の効果検証が必要となる。これ

らに対応するため、調査設計から効果検証までの伴走支援を行い、手法・ノウハウの普及啓発も進める。

- ・採択大学への伴走支援

大学等が継続的にプログラムを実施するためには、コーディネーターの育成、体制整備、学内調整が不可欠である。これらに対し、組織整備やプライシングを含むプロジェクトマネジメントの知見を提供し、産業界との対話やプログラム改善に関する支援を行う。

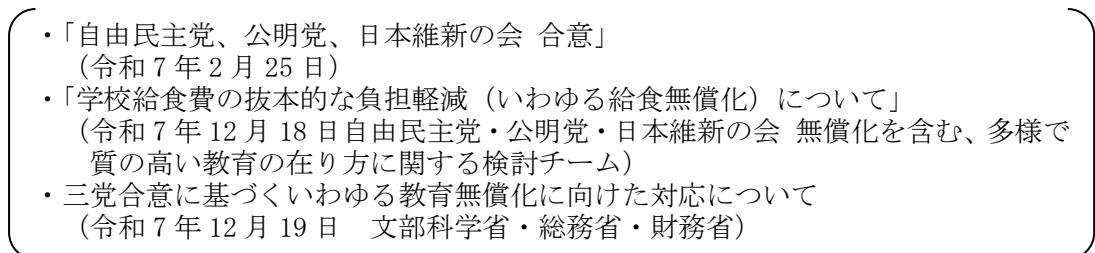
8. 各教育段階の負担軽減による 学びのセーフティネットの構築

(1) 学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化)

令和8年度予算額（案） 164,898,611千円
(新規)

1. 趣旨

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等(※)に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。

- ※ 
- ・「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」
(令和7年2月25日)
 - ・「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」
(令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方にに関する検討チーム)
 - ・三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について
(令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省)

2. 事業内容

小学校段階（公立）の学校給食費に係る食材費を支援する。

（国1／2、都道府県1／2）

- ・支援額(※1)：給食実施校の在籍児童数(※2)×基準額(※3)×11か月×1/2

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、

同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。

※3：都道府県からの申請が、基準額を下回る場合には、その金額

- ・基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能
(特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能)

- ・非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）



令和8年度予算額（案）
1,649億円

（新規）文部科学省

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般的合意等（★）に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

事業内容

給食費負担軽減交付金

(1/2)



1/2の都道府県負担分
について、地方財政措置

※都道府県の事務費は、国費において措置

● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食料費を支援（国1/2、都道府県1/2）

基準額	小学校・義務教育学校前開課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

- ・ 支援額（※1）：給食実施校の在籍児童数（※2）×基準額（※3）×11か月×1/2
- ※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援
- ※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。
- ※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- ・ 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

（基準額の考え方）
令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）
★